

- 議長 おはようございます。  
本日をもって招集されました平成27年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。  
6番 西股 裕司議員、7番 佐藤 妙子議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 熊木 恵子議員、報告願います。10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 議長の許可をいただきましたので、平成27年第2回議会定例会の運営について、去る6月8日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として特別委員会設置1件、議員派遣承認4件、各委員会所管事務調査1件。町からは平成27年度会計補正予算2件、条例改正1件、一般議案1件、報告案件1件でございます。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月15日から6月16日までの2日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は6月15日から6月16日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は6月15日から6月16日までの2日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・2番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本議会定例会に当たり3件の行政報告を行います。  
初めに、コンビニ収納について御報告申し上げます。平成26年度から納税者のサービスと利便性向上のため導入したコンビニ収納の利用実績については、ローソンやセブンイレブンなどの11店舗で8、

586件の利用があり、収納額は1億316万1,000円、収納率は11.4%でした。今後もコンビニ収納の利便性を周知し、収納率の向上に努めてまいります。

次に、本年度より町民の住環境支援及び町内建設事業者への支援を通して、町内経済の活性化を図ることを目的とした住宅リフォーム助成事業の申請状況について御報告申し上げます。受付期間は4月20日から5月22日までで申請件数36件、助成申請額は741万5,000円で、工事費総額では4,767万5,000円の見込みです。工事の内訳は、屋根・外壁等の改修や塗装工事等の外部改修工事が23件で539万6,000円、台所や階段等の改修や壁・天井等の内部改修工事が6件で124万3,000円、給排水改修等の設備工事が7件で77万6,000円です。本年度の予算額600万円に対し助成申請額が上回っていることから、不足額につきましては議会定例会において補正予算を計上させていただき、申請された全ての方への対応を行いたいと考えておりますので御理解をよろしくお願い致します。

最後に、農作物の生育状況について御報告申し上げます。今年は、昨年より1週間ほど早い融雪期を迎えたところです。しかし、気温が上がらない日が3月下旬から4月上旬にかけて多く、農作業、農作物の生育の遅れが心配されていましたが、5月からは気温も平年並みになり順調に推移しています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻については例年より2日ほど早く5月中旬より田植え作業が始まり、順調に作業を終えたところです。移植後においては天候も良好で、生育はおおむね平年並みに推移しています。秋まき小麦は平年より雪腐れなどは少ない状況でしたが、雨が少ないことから草丈はやや短く、茎数もやや少ないものの生育は3日ほど早まっている状況です。大豆、てん菜は水稻作業が順調なことから平年よりやや早い播種作業となっています。てん菜は小雨により出芽にばらつきが見られております。キャベツなどの野菜については、気温の低い時があったことから早い作型で一部遅れが見られるものの、おおむね平年並みとなっています。以上のように、今年については春先から天候はほぼ順調に推移していましたが、6月3日午後から降り出した大雨により夕張太地点では積算降水量が101ミリを記録し、暗渠排水の処理能力が追いつかず、一部の圃場では滞水が確認されました。滞水が確認された大豆などの圃場では、今後、病気の発生や収量への影響などが想定され、効果的な防除等の対応も必要になることから普及センター、農協とも連携を密にし、適切な対応に努めてまいります。以上、一般行政報告といたします。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

町長が日ごろからいろんな会合において健康が第一だというお話を

されております。私も全く同感でございます。今日は私の公約の一つでもございます健康づくり、とりわけ、がん対策ということについて、この予防を含め町長と議論してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

生活習慣病（がん）予防について。5月下旬に北海道新聞でがんに関する特集が6回にわたって掲載され、がんによる死亡率が北海道は青森県に次いで全国ワースト2位、がん検診受診率では全国で40位以下、全ての検診項目で全国平均を下回っております。本町では平成25年3月に第2期南幌町健康づくり計画を策定し、生活習慣病（各種がん等）の予防対策を講じていると思います。そこで3点お伺いをいたします。1つ目、計画策定から2年経過し、検診受診率の進捗状況と評価をどう捉えているか。2点目、医師等を活用した健康教育の実施の考え。3点目、生活改善推進員、健康づくり推進員の必要性の考え。以上3点について町長のお考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

生活習慣病（がん）予防についての御質問にお答えします。がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうち約2人に1人ががんにかかると推計されており、予防を初め、検診受診による早期発見、早期治療などの対策が大変重要であると認識しております。

1点目のがん検診の受診率ですが、平成26年度の実績では、胃がん検診19.4%、肺がん検診25.6%、大腸がん検診28.3%、子宮がん検診35.0%、乳がん検診39.6%で、例年と比較しますと、ほぼ横ばいの状況となっており、健康づくり計画における平成28年度目標値には達していない状況です。町では、特定健診との同時検診の実施や大腸がん・乳がん検診は国の無料クーポン券配布を行い、子宮がん検診は国の無料クーポン券に加えて町の単独施策として無料クーポン券を配布し、受診率向上に向けて取り組んでいますが、大きな成果が得られていないのが現状です。今年度は、受診率の拡大を図るために国民健康保険加入者に対する健康ポイント事業の実施に加えて、検診受診率は、町実施の検診データのみの実績であり、職域等で受診している方の状況が含まれていないため、今年度は差し当たり子宮・乳がん検診クーポン券の配布対象者に対しアンケート調査を実施し、町民のがん検診の受診状況を把握した上で受診率向上に向けた対策を検討していきます。

次に2点目の御質問ですが、医師などを活用した健康教育については、昨年度から保健福祉課と町立病院が連携し、山内医師による健康教育を地域に出向く形で実施しています。内容は、生活習慣病予防の全般的なものですが、がん予防と共通する部分も多く、検診受診の必要性についても周知していますので、今年度も引き続き連携のもと実施していきます。

3点目の御質問ですが、健康づくり推進員は、住民が健康相談や健康教育、健診などの情報を受け、疾病予防や心の健康づくりなどの保健医療サービスが受けられるよう地域と行政をつなぐ役割を担っていただくもので、健康増進を図るために地域に密着した活動が期待され

るものと考えます。しかし、推進員の人材の確保が課題であり、活動を効果的に機能させるための養成研修が必要となることに加え、その活動を支援する体制整備が必要であるため、本町においては推進員の活動を住民の方にお願ひすることは難しいと判断しています。

いずれにいたしましても、生活習慣病予防対策は、町としても積極的に推進していく必要があることから、医師や保健師、管理栄養士が積極的に地域に出向き健康教育を実施するなど、今後も継続して予防の重要性や早期発見、早期治療の大切さを町民の皆様へ周知していきたいと考えています。

議 長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

今、御回答いただきました。1点目の進捗状況並びに評価でございますけれども、やはりなかなか受診率が伸びないということが実態として、もう2年経過している中であるわけでございます。本町のがんの死亡率は非常に高い数値を出しております。全道平均が100以下、本町は、その3倍近いがんの死亡率でございます。これがやはり死亡率が高いということは、がんにかかる割合、罹患率も高いわけでございます。ですから、早期発見も大切でしょうが、発症予防、これにも検診の前に発症予防の取り組みも私は必要ではないかというふうに思っています。人間には自然治癒力という言葉が存在しております。自己再生機能、自己防衛機能、いわゆる自己防衛機能というのは免疫力のことでございます。免疫力は、人類が進化する過程で獲得してきた外敵から身を守るシステムでございます。各種いろいろな病気は2つの現象に起因すると言われております。1つ目は免疫力の低下、2つ目は免疫力の異常、これはアレルギー並びに自己免疫疾患、そういったものに伴うものでございます。免疫力に関しましては、まだ学問の世界でございまして、医学的に確立されておられませんので多くは触れませんが、やはりこの免疫力のバランスの崩れと病気との因果関係、これは徐々に解明されつつあります。私は免疫力と生活習慣病とは深い関係があると思います。答弁にもございました、2人に1人ががんになる時代。人間は誰も発がん物質を持っております。それが細胞の変化、がん化する、それを防ぐのが免疫力の一つであります白血球、その働きが発症を抑制している。これは学問の世界でも言われていることでございます。これらの啓発、それから、町民浸透、このために2点目、3点目の質問にございます医師等の活用、そして、地域でのリーダー、推進員を養成する必要があるというふうに私は考えてございます。医師の活用、これにつきましては従来からやっているということですが、先月、町立病院の山内先生ともお話しをさせていただきました。先生も積極的にもっと取り組みたいという意向も聞いております。もし、そういう取り組みをしているのであれば、やはりほかの地域に対して情報発信すべきではないかと私は思います。この地域ではこういう先生を呼んできてやっていますよと。そういう情報発信をして周りの地域を刺激する、そういう取り組みも私は必要ではないかと。さらに先生もなるべく地域に出向きたいという意向でございますので、これについては町立病院と連携をとって強化をしてい

ただければというふうに思います。やっぱり医師の先生の言葉、これは大変重みがあって、患者に対するそういう触れ合い、その中で患者さんの話をよく聞いてくれる、特に山内先生はそういう先生でございますので、そういった活用をしてはどうかと。そしてまた、それによって病院の経営の収益の向上。やはり身近に患者さんが感じられる、そういった効果も出るわけでございます。そういった面で医師等の活用をこれからもやはり必要ではないかと。

推進員につきましては、これは地域での活動促進ということで地域での健康づくり、検診の受診率向上、これにはやはり今まで本町の健康づくり、やはり早期発見、早期治療、そして検診向上というスタンスでございます。ただ、これだけの受診率の低下、死亡率のこれだけの高さ、やはり転換をする時期ではないかと私は思います。時間をかけてでも、私は地域での取り組み、これを図るべきではないかというふうに思います。これは健康づくり計画の第4章、計画の推進にもあります。個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる、ともに生活を営む家族や地域の習慣や特徴など、共通性の実態把握にも努めながら地域の健康課題に対し、町民が協働して取り組みを支え合うことによって我々の気づきが深まり、健康実現に向かう地域づくりができる地域活動を目指しますというふうなうたっております。広報5月号で、先ほど答弁がございました健康ポイント、これは私は大変いい制度だというふうに思っております。さらにこれに先ほどの質問で言いました付加価値をつけて、1足す1が2じゃなくて、1足す1足す1が4にも5にもなる、そういう取り組みに私はなるのではないかと。まさに地域からのボトムアップと地域との協働の健康づくり、これが私は必要ではないかなというふうに思います。3年後には国民健康保険事業が都道府県に移管されます。自治体の責務は保険税の徴収、それから、健康づくり、検診等の受診率の向上という責務が市町村に義務化されます。その中で、隣の江別市も健康都市えべつという合い言葉のもとに各種健康づくりを行っております。国は、この移管された場合、市町村の努力に対して新型交付金を出しましょうということになってございます。つまり市町村の健康づくり対策に対して差を付けようというのが国の狙いでございます。条件的には、まだ詳しくは明示をされておられません、今からその方策、対応に取り組むべきではないでしょうか。検討する余地が全くないのか町長のお考えをお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えをいたします。どちらにしてもがん予防、これらの啓蒙活動を含めて進めていかなきゃならない、認識はお互い同じかと思えます。手法は若干違うかなというふうに思っておりますけれども。発症される前に皆さんが感じていただくということで、今、いろいろ取り上げていただいているところでもあります。当然、町立病院とも連携をさせていただきながらいるわけではありますが、医師がそんなに時間がないというのも現状でありました。その辺のころ合いも見ながらやっておりますので、今の医師体制の中で十分それが機能す

るかとなると、まだまだ医師の確保を含めていかなければならないと。いろんな問題が出てまいりますので、連携をしながら今進めているところであります。当然、議員から質問がありました推進員等々につきましては、隣近所をいろいろ調査させていただいて、いち早く手を挙げた所がほとんど機能していない、そういう現状があります。それと、我が町みたいなコンパクトなまちづくりをやっている所が、逆にいる、今、私どもは保健師等がかなりの回数、地域へ出向いています。あわせて、私は最初から言っています地域担当制度、これも含めていきますと相当そういう分については浸透していかなければならない。その思いが少しずつ回数から行くと前進はしている。ただ、内容的にはまだまだ周知まで行くというのは時間がかかるんだろうなと思います。いろいろそのやっていることがようやく地域の皆さんの理解をいただく、そんな雰囲気になってきておりますので、今ある機能、保健福祉課の機能を精いっぱい使わせていただいて、地域の方々と一緒になって、やはり自分の健康は自分で守らなければならない。そのための意識啓発をやっていかなければならない。そのことは十分私どもも理解しながら、この地域担当制も含めて、より一層まだまだ強化をしていながら、そして、多くの方々が感じていただくというのが大事なのかなというふうに思っておりますので。私どもも機会あるごとに健康の町、ちゃんとするためには皆さんでやってくださいよと。あるいは、それぞれの検診がありますので、ぜひ出ていただきたいというようなことのお話をしながら、これは長い時間をかけていかなければなりませんし、今、がんの発症率だとか、これは分析するといろんなのがありますので、一概に数字が高いからうちがすごいかという、そういう背景でもないわけでありまして。その辺を見ながら町民周知はしていかなきゃならないし、今年も答弁で申し上げたように、いろんな職域の関係の方の状況も調査できる範囲でさせていただいて、そういう追跡もしていかなければならないのかなと。そんな意味で、それぞれの町内会、行政区含めて、あるいは老人クラブ等々も含めまして、この活動をより充実して、やはり8,030人の方々が、それぞれの方、家庭が自覚を持ってそのことに当たっていただく。これは粘り強く今後も続けていかなければならないなと思っております。そんな中で、地域創生の絡みでお話もありましたけど、まだまだ内容的には私どももちょっと掌握していませんし、使えるものがあれば使っていくとは思っておりますが、なかなかその辺がちょっとまだ見えておりませんので、情報があり次第、検討はさせていただきますけれども、今やっている地道な活動がようやく少しずつ上向きになっておりますので、そのことを中心に病院とも連携しながら今後も取り進めていきたいと考えております。

議 長  
原田議員  
(再々質問)

3番 原田 弘克議員。

いろいろと諸事情があるのは、私も理解はしております。ただ、やはり住民の不安を解消すべき、やっぱり協働のまちづくりという観点で住民に、町長は先ほどコンパクトな町だからとおっしゃいましたけども、やはり私は全地域に置く必要はないと思っております。拠点的に、

昔の校区単位ですとか、そういう中で人材を育成。専門的な資格じゃなく、やはり地域でのそういう掘り起こし、そういうのが私は必要ではないかというふうに思います。健康ポイント、それから、徐々にこれから良くなる道が見えてきたということでございますので、ちょっとその辺は状況を見させて私はいただきたいと思います。ただ、健康づくりはこれはもう一生続く問題でございます。これからいろんな感染症、ウイルス等が出る可能性もございますので、行政の健康づくりに対する強力な取り組み、これを私は期待させていただきたいというふうに思います。最後に町長に町民に向けて健康づくり、これの思い、再度町長のほうからお聞きをして質問を終わりたいと思います。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。

原田議員の再々質問にお答えをいたします。推進員は置かないと、考えておりませんと言ったのは、今やっている保健師、医師の活動がかなり浸透してきていると。そんな時に、やはりよく聞かれるのは、推進員になるとやはり専門知識を持っていないと、ただの推進員じゃなかなか理解をいただけないと。そういう人材がうちに豊富にあふれていれば推進員を置かなくても問題はないんですが、それすらなかなか見出せないというのが現状でありますので。今後、どういうふうに展開できるかわかりませんが、今あるうちの組織の中の機能は十分生かして、そして、やはり安全安心なまちづくりも当然大事でありますし、住んでいる皆さんがやっぱり健康で明るく生き生きと暮らしていくために、みんなが、やはり家族で嫌な思いをしたくない、手遅れして困ったということにならないように、これからも私も会合等々で当然お話しをさせていただきますし、地域担当職員、それから、保健福祉課の職員含めて、やはり声を出さないと皆さんにわかっていただけない、それも1回や2回じゃなかなかわかっていただけない。そんなことから、うちにある機能を生かしながら、あるいは病院とも連携をしながら、みんながやはり笑顔で暮らせるまちづくりには健康が大事だよと。そんな話を今後とも継続して取り組んでいきたいなど、そんなふうに思っています。

議長  
菅原議員

以上で原田 弘克議員の一般質問を終わります。

次に8番 菅原 文子議員。

『子育ての町・南幌』を重点にした特色ある施策の取り組みについてお伺いいたします。全国的に人口減少が問題になり、最近では特色のある市町村に移住・定住する若い世代の家族がふえてきているように思います。本町でも8,000人を切る時が近づいてきています。人口流出、移住・定住には教育問題が大きな要素になり得ると考えます。本町の子供の数も年々減少し、最近では少年団や中学校の部活動にも影響してきています。これから子供を産み育てる方々、また、今現在、子供を育てている家族にとっては、子育て・教育環境がしっかりしている市町村に魅力を感じるのではないのでしょうか。これは成績の向上も重要ですが、それだけではなく、南幌町で子供を育ててよかった、育ててみたいと思うような特色のある教育行政だと思います。本町の特色として中学生国際留学プログラム事業は高く評価するとこ

ろですが、子育ての町としてほかにもできることがあるのではないのでしょうか。例として大学と連携し、ICT（情報通信技術）教育に特化していくとか、地元近隣市町に住んでいる国際人による国際教育、小中一貫教育、国公立大学を目指した取り組み、そのほかにも今の子供たち、これからの子供たちが何を欲し、何を必要としているのかを調査し、教育に反映していくことも大事なことだと考えます。

今年度の教育行政執行方針の中に『子育ての町・南幌』を重点にした施策に取り組む」とありますが、これは今年度に限らず、これからも続けていかなければならない取り組みだと思います。本町の特色ある施策の取り組みを具体的にどのように考えていくのか教育長にお伺いいたします。

教育長

『子育ての町・南幌』を重点とした特色ある施策の取り組みについての御質問にお答えします。子育て・教育環境がしっかりしている市町村に魅力を感じる。それは、成績の向上だけではなく、子供を育ててよかった、育ててみたいと思うような特色ある教育行政であるということについては、議員と考えを同じくするところがございます。

『子育ての町・南幌』を重点にした施策については、本町の特色として、幼児期におけるブックスタート、すくすく広場、児童期における放課後や週末の子ども教室、姉妹町児童交流学習、中学校期における国際留学プログラムなど、学校教育だけではなく社会教育との融合を図りながら地域ぐるみで子供たちの学びを支える独自の取り組みとして進めています。

また、子供たちが何を欲し、何を必要としているかについては、私たち大人が子供たちのことを理解し、私たち大人が子供たちに何が必要なのかを判断し、道筋をつけるべきものと考えております。

子育ての町として、今行っている取組のほかに何かできることがあるのではとのことですが、まずは現状の取り組みを基本として、目標として掲げているものを継続して実施し成果あるものにしていく、その中で今後どのようなものが良いのか、町民が何を望んでいるのかを把握しながら、明るく元気に挨拶ができる子供たちが育つよう、第6期南幌町総合計画並びに第3期南幌町社会教育中期推進計画の策定に合わせ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま御回答をいただきましたけれども、確かにたくさんのごことをしていただいているということは感謝しております。本町としましては、子育て支援、いろんなことに対しまして他町よりも本当にすぐれているなど常々私は考えております。しかしながら、この本町でもたくさんの子供たちがまた出ていき、その主な中には大学を卒業したという子供たちもたくさんはいます。ですけれども、また、そのほかに小さい子供さんたちもまた出ていくという現状もあります。それから、生まれてくる子供さんたちももう30人を切るか切らないかといったところなんです。今、お答えいただきましたように、町長からも出されています子ども・子育て支援計画事業計画、それからまた今回の行政執行方針、第5期総合計画の中を見ましても本当に素晴らしいこと

なんですけれども、やはり一貫して私が思いますのは、大きな柱というものがなかなか感じられないなというところなんです。大きな柱と言いますのは、この南幌町はこういう町なんですよという、小さいことはたくさんすばらしいことはありますけれども、南幌町はこれに特化しています、これに重きを置いていますという施策がなかなか感じることが私としてはできないという思いで、これをいつも読んでおります。例えば、小学校にしましてもチームティーチングとしまして先生と2人でチームを組んで算数とかも教えているということも大きな目玉ではありましたが、やはりそれも今年は先生の配置ができなかったということで残念なことだというところで聞いています。ですから、その大きな柱としまして、例えば国際留学プログラムをしていますよとか、いろんなこともこの中にも国際のことがいろいろ書かれていますけれども、そうした中ではやはり英会話とか会話が重要ではないかなという思いで私はやはりいるんですね。大人から子供まで。それから、本町ではみどり野幼稚園から英語を教えています。小学校に行きまして、1～2年生が1年に数回、5～6年生になると週に1回ぐらいありますけれども、やはり前回も私、一般質問をさせていただきましたが、ALTの先生もこんなに忙しければいろんな資料を作成することもできず、また、きめ細やかなこともできず、せっかく幼稚園、まあ、保育園のほうでは勉強を教えることができませんからそれはいたし方ないところではありますけれども、せっかくそうやって培ってきた子供さんたちのいろんなことに対する興味だったり、そういうのを小学校に入った時にどうしてなくなるんだろうかという、子供さんたちの期待も裏切られる反面もあるのではなかろうかと、これは私の実感として思っていることです。ですから、この本町として、IT教育、コンピューターのこと書いていますよね。もうコンピューターも28年までの中には、もう一度更新の時期も来ているのかと思います。それをタブレットに変えていくのかどうかわかりませんが、その時代に合ったことをされていくと思います。子供から大人までの生涯学習ということで先ほどお話があったように、南幌町として、例えば国際で行きますよ、それからITで行きますよ、それからスポーツでもいいんですけれども、そういう大きな柱というものを考えているのかどうか、それを1点伺います。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

それでは、再質問にお答えをさせていただきますが、大きな柱ということでございますが、当然、現在は南幌町の第5期の総合計画、その中に教育分野の柱があります。それに基づいて諸政策を講じているわけです。さらには、2012年に作成して、来年、計画期間が終わりますが社会教育の中期推進計画、そういうものをもとにそれぞれの施策を展開しているところでございます。ですから、その施策に即した形の中で事業評価をして取り組みを進めているという現状でございます。ですから、私、前から申し上げているように、教育については、今この取り組みを始めたからすぐ芽が出るということではなくて、体力、学習、能力、全て日ごろからの積み重ね、そういうものが後々芽

が出てくるということでございますので、持続可能な、実現可能な、そういう施策を講じることがまず一番大事じゃないかなというふうに考えております。そんなことも含めて、今やっている事業が全ていいというふうには思っていない部分もありますので、毎年毎年の点検評価、そういうものを含めながら、さらには第6期総合計画、それと今年度、社会教育審議会に諮問いたします第3期中期推進計画策定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたけれども、やはり大きな南幌町の教育はどこに向かっていくのかなという、具体的なお考えというのがなかなか私も酌み取ることができずにいるんですけれども。確かに総合計画とかいろんなことを見ましても、こういうことで進んでいきますということでは書いています。そして、また先ほど言いましたように、一つ一つのそういう事業についても私は把握はするところです。ですけれども、この南幌町の教育はどこに向かっていくかということですよ。ちょっとこれはわかりづらいかもしれないんですけど、例えば学校教育に特化していくというのであれば、小学校、中学校、先ほど私、例としてということでお話しさせていただきましたけれども、小中一貫にするとか。本町では幼稚園、保育園、それから、小学校、中学校、高校まで全て1つですから、そういう面では校長先生、教頭先生、それから先生方の間では、連携は進んでいるということはいつもお聞きしております。ですけれども、そういうことではなく、例えば小学校、中学校、一貫してこういう目標を立てていきたいと思いますよという9年間ということを視野に入れて、例えば、先ほどから私言っていますように、中学3年生の国際留学プログラム事業を一生懸命がんばっている子供さんたちに、まあ、御褒美といったらちょっと失礼かもしれませんが、それを目標にしていきたいと思いますよということであれば英検3級というマル・バツ式ではなく、最終的にはマル・バツ方式にはなるんでしょうけれども、まず英会話を一生懸命頑張っ、皆さんが英語を話せる町にしましょうとか。やはり1年、2年でできることではないのは私もよくわかっています。それなので私は言っているんですけれども。例えば9年間で1つのことをやり遂げよう。もし、情報、ICTに特化するのであれば9年間かけて子供さんたちをそのように、機器も含めて南幌町教育委員会でやっ、これは来年の3月、今年度末までにできることではないということは私はわかっています。ですから、今年度いっぱいまでに整備してください、やっ、ということをお話ししているわけではないです。ただ、そういう形で、これから第6期総合計画、またいろんなことを考えていく上では1年ぐらいかけても大きなそういう方向性というのは見出していくべきなのではないかなと私は思うんですね。それから、今、国公立大学の先生方とかもお話しさせていただきますと、やはり自治体と一緒に組んで何かをやり遂げたいという思いもあるようです。ですから、ぜひ南幌町さんにちょっと伺わせていただいて、こういうことでお話しさせてもらえないかというお話もしてもらっている

こともあります。ただ、私としては教育委員会のほうでも、また、行政のほうでもどのようにお考えなのかわからないので、私のほうで軽率に動くことは差し控えておりますけれども。やはりいろんなことができる南幌町というのは私はすばらしいと思うんですよね。先ほど言いましたように、全てが一つ一つあるということは動きやすいということにもつながるわけですから、私は本当にこの南幌町の教育って夢があって、すごくたくさんことができるなということで実感をしているんですけれども、一貫してやっていこうという、まあ、私は今、何に特化するというお話しはしませんけれども、そういう南幌町の幼稚園から高校でもいいんですけれど、一本のこういふことに向かっているという、そういうお考えがあるのかどうか、それを再度、もう一度お伺いさせていただきたいと思います。やはり今までいろんなたくさんの方の事業をしていったにもかかわらず、なかなか、これですということが見えず、とても残念な、そして、人口減少に向かっているという、子供さんたち、それから、先生方も子供さんたちがいなくなるイコール先生もまた減っていくわけですから、そこで部活動にも支障が来る、先生方、指導の方がいないですからね。それから、また小学校でもこれからはもしかしたら1学級制になってしまうかもしれない。そういう危機感を私は持っているわけですので、しつこくしつこく今日お伺いして大変申しわけないんですけれども、やはり目に見える柱というものをとお伺いできればと思います。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

答弁になるかどうかあれですが、ちょっと1点、先ほど菅原議員の中で国際留学プログラム、中学校3年生というふうにおっしゃいましたが、3年生に特化している事業ではございません。その辺だけは御理解ください。それと、ICTあるいは小人数教育、小中一貫教育、そういう部分については十分理解をしておりますし、中学校については、数は少なくございますがタブレットあるいは実物投影機だとかという形の中でそういう教育にも常に小学校はやっておりますが、中学校にも取り入れている部分もあります。ただ、基本的には南幌町の教育目標というのを制定してございます。これが大もとになってきます。その中で事業を推進しているということでございます。それと、もう一つは、議員が危機感を持っているというお話をされておりました。現在、小学校児童は300名、中学校については189名、今年の1年生については40名を切ってございます。小学校の1年生は。そういうことから行くと基準の中で学級数はどうなるか。これは私どもも非常に危機感を抱いている部分でございます。そんな中で統合した時の経過、そういうことを踏まえた時にどういうふうにすることが一番いいのか、そういうことにつきましては、当然、町長部局もありますし、教育委員会の中でも今後さらに議論を深めて子供たちが幸せな学校生活あるいは成長した後の社会生活が送られるような、そんな取り組みをしていかなきゃならないなと思っております。ですから、継続してできること、そういうものを見きわめながら、これからの事業展開、さらには保護者、地域社会の皆さんの地域の方の皆さんの協力をいた

だけのものは協力をいただいて、全てが教育行政の中で取り進めるということではなくて、そこに生涯学習という一つの拠点となる施設を4月にオープンさせていただきました。そこを活用した中でこれから前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

議 長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に10番 熊木 恵子議員。

住宅リフォーム助成事業の拡充について町長に伺います。本年度より開始した住宅リフォーム助成事業は、5月22日に申し込みが締め切られ、予想を上回る36件の申し込みが行われたと伺っています。長年の願いが実現し、利用された町民からは喜びの声が多く寄せられていると思います。住みよい住宅の確保は、住民の福祉の増進を図るという自治体行政の目的と合致します。また、地元業者の仕事の確保や雇用の場としても大きな経済効果を生み、地域の活性化につながると思います。今回の事業では、助成金の上限額30万円の工事を契約された方は13件、工事費の総額は4,767万円と高い経済効果が生まれています。人口減少に歯止めをかけ、安心して住み続けられる町をつくるためにも、さらなる拡充が求められていると思います。そこで、今後の拡充について伺います。1つ、予算を決めて2次募集をする考えはあるか。2つ、広報での周知方法のほか、新聞折り込み等での募集や案内をする考えは。3つ目、資格登録事業者説明会には、どのくらいの施工業者が参加したのか。また、周知方法はどのように行ったのか。4つ目、個人の町内施工業者が参加しやすい方法はとられているのか。5つ目、住宅リフォームをされた方の感想や意見の把握と、今後それをどのように生かそうとしているのか。この5点について伺います。

議 長  
町 長

町長。

住宅リフォーム助成事業の拡充についての御質問にお答えします。本事業は、本年度より町民の住環境支援及び町内建設事業者への支援を通して、町内経済の活性化を図ることを目的に新規事業として取り組むこととしたものです。

1点目については、本事業は第5期総合計画後期基本計画により単年度予算額600万円の継続事業と位置づけています。基本的には計画額によることとし、申請受付を開始しましたが、期限までに申請額が741万5,000円となったことから、予算額を超えた申請分につきましては本定例会において補正予算により対応させていただき、2次募集については考えておりません。

2点目については、新規事業ということもあり町広報2月、3月、4月号で事業の案内を行いました。明年度以降も効果ある周知方法により事業PRを行ってまいります。

3点目については、2月20日開催の資格登録事業者説明会は、10社の参加があり、申請期間中の登録事業者数は法人10業者、個人2業者です。資格登録の周知は商工会からの呼びかけと町広報2月、3月号で行いました。

4点目については、登録事業者の資格は建設業法による許可は必須

とはしておらず、営業証明書等の確認によって専ら生業として仕事をされている個人事業者の方も対象としています。

最後の5点目については、工事完了時に聞き取りアンケートを行い、改善すべき点がありましたら制度に取り入れていきたいと考えています。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。1点目で質問して、2次募集については考えておりませんということで、大変残念だなと今率直に思っています。この住宅リフォーム助成事業、私、何度か質問いたしまして、今回、後期計画の中で前倒しでというか、当初、平成28年から実施ということの説明でしたけれども、やはり一刻も早くということで今年4月から募集というふうになったと思います。それで、近隣だけではなくて全道でも、全国でも、この住宅リフォーム助成事業は本当にたくさん所で実施されていて、本町は遅いほうではないかなと思うんですけども、なぜ、この住宅リフォーム事業を自治体が取り組むかという、やはり本当にそこに経済波及効果が生まれ、また、雇用が生まれ、そして、その地域で安心して住み続けられるということで、本当に素晴らしい内容で各地がどんどん取り組んでおられます。秋田県などでは本当に何回も補正を組んで、そして、募集もして大きな事業となっています。近隣とか道内でも北空知、南空知の中でもこの事業に取り組んで、第2次、第3次の募集をするという所が多く生まれていると新聞紙上でも載せられていました。私は、せっかくこれだけの申し込み件数がある、今、今回6月の議会で補正予算も組まれますけれども、やはり続けてやるべきではないかなと本当に思うんですけども、そこがなぜそれができないのかということをもっと1点伺っておきたいと思えます。予算の関係でしょうか、今回は600万円の予算がつかまりましたけれども、これを実施するに当たっては、今回は地方創生、その予算が使われています。最初に計画してやろうとした、28年度からやろうとした時は町単費の予算としてやられる予定だったと思うんです。それであれば要望があればやっぱりそういうのは2次募集、3次募集ということにしていくべきではないかなと思うんですけども、そこ、ちょっと私と見解が違うかもしれませんが、再度伺いたいと思えます。

それから、先ほどの答弁の中で2点目の所で明年度以降も効果ある周知方法により事業PRをさせていただくという答弁でした。それは、今回は2次募集をしないけれども、来年度もこの住宅リフォーム助成制度、それは取り組んでいくというふうに捉えていいのか、そこを確認させていただきます。

また、3点目についての資格登録事業者説明会、私も広報なんぼろを読んでいますし、住民の方もたくさん読んでおられると思うんですけども、2月号、3月号、4月号と載せられました。特に2月号については大きく載せられています。また、3月号の所で、住宅リフォーム助成事業資格登録事業者の受付についてということ載っていますけれども、これは見落とす事業者とかが多いのではないかなと思うんで

すよね。それで、これをやった時に、最終的には資格登録業者一覧表の中で12業者が参加されています。町内には個人で一人親方でやられている方とか、商工会に入っている人、入っていない人も含めてどれぐらいのこういう関係業者の方がおられるのか。その件数をつかんでいるのでしたらそれを教えてほしいと思います。また、この広報以外に資格登録業者というか、そういう方々への御案内はどういうふうにされたのか、そこも伺いたいと思います。

また、案内なんですけども、確かに広報に2月、3月、4月と載っているんですけども、私も何度か皆さんに、こういうのを今年からやることになったのでぜひ聞いてみたらということでお話しをしました。そのお話しをした方々では、全く見ていなかった人とか、全く住宅リフォームを南幌町がするということが知らないという方が結構多くいらっしゃいました。それは広報を見ない人が悪いのかと。そればかりではなくてやっぱりせっかくこの新しい事業を進める時にPRというのはすごく大事ではないかなと思うんですね。それで、その辺ではもっと工夫が必要だったのではないかなと思います。私もこの受付が始まってから何度か担当課のほうに行って、どれぐらいの件数が来ていますとか問い合わせはありますかということ伺いました。そういう中では、割と電話とかも来ていますということでしたけれども。今回、36件の申し込みのほかに今回はやらなかったけれども問い合わせの件数ではどれぐらいだったのか、そこもちょっと教えていただきたいと思います。

また、工事が終わった時に聞き取りアンケートを、ということでお答えしていましたけれども、この事業を受けて住宅を改修してすごくよかったという、きっとそういう声が多いと思うんですね。そういう時の感想などをやはり広報なり、個人名は伏せたとしても、こういうふうに活用してこういう喜びの感想というか、そういうものはぜひ町民に知らせていくべきかと思うんですけども、そのような方法はどのように考えておられるのか伺います。

都市整備課長。

ただいま御質問がありました中で事業者数並びに周知の方法、また、事後の工事に対する御相談件数等について説明を申し上げたいと思います。まず、町内に事業者の方がどのぐらいいるのかといったような把握の方法でございますけれども、基本的には商工会に登録されている方をまず私どもで洗い出しをさせていただきました。たくさんの業種にわたって登録されておりますけども、建設に関する加盟者数の方は26事業者の方かなというふうに考えております。法人、個人含めまして。商工会にお入りになっていない方での町内での活動につきましては、個々にやっている情報について私どもが知り得る段階で、承知している件数が約5～6件かなというふうな程度で押さえております。それで、やはり個人の事業者の方にはなかなか周知方法が図りづらいといったようなことで、2月号の広報では予算に先行しまして広報で案内をさせていただきました。そういったようなことで、やはり予算議決がされていない中で、そういったような周知方法がなかなか

議 長  
都市整備課長  
(再答弁)

公にできなかつたということが反省の一つでありますけれども、初年度につきましては、そういったようなことでやむを得ない時期だったのかなというふうに考えております。翌年度からにつきましては、この後、町長のほうから答弁があるかと思えますけれども、継続事業になろうかなというふうに考えておりますので前もってお知らせすることも改めてできるかなというふうに考えております。

それと、問い合わせの件数でございますけれども、22日に申込期限を切らせていただきました。私どもの窓口での御相談については2件ほどございました。やはり期限がよくわかっていなかったといったようなことであったというふうに捉えております。また、事業者の方での問い合わせということも現実的にはございまして、8業者の方に問い合わせがあったかどうかというのを確認してございまして、3件程度あったといったようなことでありまして、今回の工事を逃しまして、来年度以降の事業で検討されるかどうかということ、個人の方にお返しいただいているということでお聞きしております。そういったようなことで、広報では基本的には期限を切らせていただきました。そういった周知の方法を初めから行いましたので、町民の方については、やはり期限が超えた方については、今年は無理だったということでのお考えで問い合わせには至っていないのかなというところが実情だというふうに捉えております。以上でございます。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。今、内容については、それぞれ課長のほうからお話ししたとおりであります。そこで、一番最初の答弁をさせていただきます。継続事業ということありますから、今年でやめる事業ではございません。継続事業ということは今後続けていく。ですから、ある程度絞りながら、あまり金額のでこぼこにならない、安定的に供給をしていくというのが大事かなと、私は。今年はいっぱいやったけど来年は少なくやりますよと、そんなことじゃなくて基本はやはり総合計画でうたったとおりにやらせていただいて継続していく、これが大事だと。単年度で終わらせるということではありません。今後も継続していくということあります。それから、PRの方法、私どもは広報誌を使いながらやっているわけあります。そのほか、民間の媒体に情報を流して、何回も出ていますよね。それらを見て、あるいはこの業者の中には自分のところで仕事をしたいからと、町でこういうことをやっているよとチラシまで配っていただいて、やっている方々もいますので、ある程度周知はしているのかなというふうに思っておりますので。今年の反響も含めて今後は検討させていただきますけれども、やはり町の広報というのは一番大事で、皆さんに読んでいただく、そのために全戸配布をしているわけありますので、そのことを注視をしながら。あと、せっかくやるわけありますので、町内の業者がやれる件数というものもありますので。なんぼでもやればいいということでもないし、やはり町内の業者がきちんとできる体制整備もしていただくということから行くと今年程度が一番無難ではないかなと、そんなふうに思っておりますので。1年やっているいろ

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

ろ課題が出ましたら、それぞれ反省をし、あるいは検討させていただいて、今後には生かしていこうというふうに思っていますが、あくまでも継続事業で今後も進んでいくということでもあります。

10番 熊木 恵子議員。

担当課長のほうからの詳しい件数とかいろいろ伺って、ありがとうございました。今、町長が言われたように継続事業ということで、ぜひ予算も多くとって、多くの方が利用されるようにしてほしいなと思います。そこでちょっと1点伺いたいんですけれども、当初、この計画をやるということで議会のほうに全員協議会の中で説明があった時に、地元業者を育てるといふか、そういうような項目があったかと思うんですよね。それで、地元業者の方にやっぱり事業の内容を理解してもらおうのと、それから、やっぱり技術を高めていくということもうたわわっていたと思います。そういう意味では、南幌町は、先ほど個人の業者も含めて件数も出していただきましたけれども、なかなか大きな工務店とかがたくさんあるわけではありませんし、やはりこういうことを活用して地元の方々が地域で仕事をしていくということにつながるような努力を今後も引き続き続けていただきたいと思っています。それから、いろいろ大きな事業ってなかなか、今、箱物を建てて大きな事業ということは地方自治体ではありませんけれども、あと、その改修だとかいろいろなことになった時に結局は地元でそういう受け皿がなかなかないので、大きな企業体と一緒にそこに直せるという形がほとんどだと思っんですよね。そういう中で今、住宅リフォーム事業をきっかけとしてそういう業者が育っていく、そして、そのことが地域での雇用とか波及効果を生んでいくということにつながるのかなと思うので、そこは今後もぜひ進めていくべきだと思っています。いろいろ書類とかを見ていると、結構記入する所とかがすごく多かったですけれども、事業を受けようと思う方と、それから事業主ですね、そういう時にわかりやすい記入例とかそういう何かサンプルといふかそういうものはあったのかどうか。それから、窓口に来た時にいろいろ、ここはこうですよというふうに丁寧に親切にきつと教えてくれたかと思うんですけれども、なかなか個人の業者の方はやっぱり1人で何でもするというので、なかなか事務の所まで煩雑なものにやっていくというのは難しいのかなと感じるんですけれども、その辺の相談とかそういうことがあったのかどうか、それを伺いたいと思います。

また、先ほど町長がおっしゃったように、個人の業者で、もう締め切り間近の時に1件の方、新聞折り込みをされましたよね。それってすごくわかりやすかったと思っんです。私も広報は隅々までは読んでいますけれども、なかなか本当に隅々まで読んで、これがあるというふうにわかるというのはなかなか大変だと思っんですよね。それで、目で見える広報のほかにインターネットでもホームページも充実されているんですけれども、なかなかそれも見られないという方も多いので、そこに対する啓蒙というのは、今回のこの事業だけではなくて町全般に関してのそういうことって今後も必要なことだと思っるので、その辺

議 長  
都市整備課長  
(再々答弁)

の取り組みで何かお考えがあれば伺いたいと思います。

建築関係の方にお話を聞いたら、新築工事を1件するのと住宅リフォームとかそういう改修工事をするのでは、業者の方の儲かり分というか、そういうのでは新築よりもはるかに大きいということをお伺ったんですよね。ですから、この事業が継続ということではあるんですけど、やはり早い時から継続してまだやるんですということが町民にわかるように、ぜひそういう工夫をしていただきたいと思います。その何点かについてお願いいたします。

都市整備課長。

それでは、私のほうから前段部分の質問について御説明を申し上げたいと思います。目標としております町内業者の方々の技術の向上等の指導方法とかということでの内容でございますけれども、今回の事業につきましては、あくまでも窓口は町内事業者の方ということとさせていただきます。場合によりましては、工事内容によりまして町内業者の方ができないような工事の内容も今回含まれて来ております。実態としましては、やはり技術力のある町外の下請業者の方がお入りいただきまして、そういう工事をなすということになっているのかなということで、私たちもそういうことも技術の向上を図る上から、やはり場合もあっても必要なことなのかなということで、そういうことも理解をして対応しているということとしております。現実的には、個人のお名前は申しませんが、建物が斜めになっているものを基礎から持ちあげるような特殊な方法ですとか、そういったような大きな改修工事もこの中で行われているといったようなことは、そういったようなことの一つの例なのかなといったようなことで考えております。

それと、業者の方の申請の方法でございますけれども、今回は基本的には町の制度の補助制度を活用するというようなことで、町の補助要綱がございます。それをひな形にして申請書等を作成しているところでございます。また、他の自治体での参考ということで、非常に今、公の工事に比して準じたような申請書の内容になっておりまして、わかりづらいところは確かにあったところもあったかと思っておりますけれども、書類は多岐にわたっておりまして、今回、御指導がありましたとおり記入例のサンプル等が申請書と同封されていれば一番良かったんですけども、そこまでは現実的にはやっております。ただし、書き方も簡便な方法を今回は担当間で協議しまして、より簡単な方法をということにしております。図面なんかも添付するようなことで様式等には定めておりますけれども、図面も手書きで大きさがわかるものということをお願いをしております、その裏付けとしまして写真などを添付していただければ確認はするというところで現場的には対応しております。また、窓口での書き方の指導、もしくは個人事業者の方の申請書の書き方などについても、窓口にお越しいただきましてお尋ねいただいておりますので、その際には記載要領等、必要なものとのすり合わせですとか、そういった方法でお考えいただけるような説明をさせていただいているところでございます。以上です。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをしますが、今、内容的には課長が言ったとおりであります、どちらにしても町民の大事な税金でございますので、それなりにやっぱり書類はきちんとしていかなきゃならないと私は思っております。その上で許認可をしていくわけでありまして、何でもいいという話には私はならないと、そんなふうには思っております。懇切丁寧に、これは進めていかなければならない。これは当初言ったように町内業者の育成という大きな柱があるわけでありまして。やはり町の中で仕事をしていただくということでありまして、そういう指導も含めて、きちっとやっていかなきゃならないということでありまして、PRについては町広報あるいはホームページでやっているわけでありまして。それも1回ではなく何回も載せながらやっておりますので、ある程度周知をいただいたのかなというふうに思っていますし、今年1年、まだ見えておりません。やって、どのような形になるか、それらを踏まえて、また検討はしていかなければなりませんけれども、余分なお金をかけて媒体をかけて大々的にやるものかどうかというのはちょっと私はそこまでは考えていない。あくまでも町の部分でありますので、町の広報あるいはホームページ等々を活用しながら、そして、業界の皆さんにもお話しをさせていただいて、自分がやはり仕事をするわけでありまして、いろんな事業者としてのやり方もあろうと思います。それが事業者の育成というのは大事かと思っております。言われてやるんじゃないで、自分たちでやっぱりセールスも当然入ってくるだろうというふうに思っておりますので、それらを使いながら、よりこれが深まって継続してやっていけるようにやっていきたいと、そのように考えております。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

11時まで休憩をいたします。

(午前10時48分)

(午前11時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続けて、一般質問を行います。

次に7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本町の読書推進活動事業について教育長に御質問いたします。本町の読書活動は、生涯学習センターの図書室併設に伴い、今後ますます拡大するものと期待しています。本町の子供たちへあらゆる機会や場所で主体的に読書に親しむ習慣を身につけられるよう環境づくりを目的に、ふるさと巡回文庫、ブックスタート、小学校での朝の読み聞かせ、いちい保育園やみどり野幼稚園への出張読み聞かせなど、ボランティアサークルの協力のもとさまざまな取り組みをしています。今後、さらに読書活動が拡大し活発に進められるよう本町における読書活動推進計画の早急な取り組みが必要と考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

本町の読書推進活動事業についての御質問にお答えします。子供が

幼いころから本に親しむことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな情操を育む上で極めて重要な活動であると考えております。本町においては、読み聞かせサークルの皆さんが中心となり、あらゆる機会において読書に親しむ習慣を身に付けられるよう、取り組みを行っていただいております。この地道な取り組みにより、本町では読書が好きな児童・生徒の割合が全国の平均を上回っているという結果に結びついております。さらに、これらの読書活動を定着させ、活発に進めるための読書活動推進計画の策定については、本年度、社会教育審議会へ策定を諮問する第3期南幌町社会教育中期推進計画の中に位置づけをしてまいりたいというふうに考えております。

議長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。今、御答弁いただいたように、この平成26年度の全国学力学習調査から南幌町の小中学校では、読書が好きな児童生徒の割合は全国平均を上回っているということで、大変うれしい気持ちでございます。しかし、今、インターネットやスマートフォンなどの普及でどうしても読書離れがふえる可能性もございます。南幌の子供たちが読書を通して豊かに成長できる読書推進計画の策定をぜひ期待しております。その中で今回、2点ほど御提案させていただきたいのですけれども、まず1点目として、今年の7月より生涯学習センターの図書室のオンライン化が導入される予定でございます。これによって学習センター図書室の本を南幌小学校のパソコンでもこれから検索が可能になると思われまます。特にスクールバスの生徒さんたちは放課後、家に帰ってから学習センターの図書室を利用するということは、とても不便だと思うんですね。それで小学校と学習センターの図書室が連携し合うことで、小学校のパソコンで好きな本を選ぶことができるようになりますので、当然、読書活動の拡大も可能になると思えます。そこで、学習センター図書室の本の貸し出しや返却を小学校でも実地するお考えはないか伺います。

それと、もう1点、今後5年間で図書室では5万4,000冊の蔵書を計画しているということをお聞きしております。町民の皆様により多く利用していただくためには、充実した読書活動推進をさらに広げることが重要になってまいりますので、そこで以前にも一般質問で御紹介したことがあるんですけれども、前は読書アルバムと言っていたんですけれども、名称が変わっても中身は同じなんです。読書通帳です。この読書通帳というのは、形は貯金通帳の通帳と同じなんですけれども、同じ要領でATMのような機械に貸し出し記録が記録されるというものなんです。ですけれども、その機械がなくても手書きでされている所もあるそうです。それで、徐々に今、全国的に広がっているということで、導入した所では図書館の来訪者、また、登録者が増加したという所も多いそうです。その通帳というのは、図書館で配布をして、本を借りることによって通帳がどんとたまと子供たちも楽しくなって、またさらに本を読みたいという意欲にかられるそうでございます。また、友人同士でも通帳を見せ合って、どんな内容を書いているのか、そういう子供同士のコミュニケーションもさ

らに広がっているというお話でした。せっかく南幌町でもあのような素晴らしい図書室ができて充実されるわけですので、ぜひそのようなサービスをされてはどうかと思います。この件に関して教育長はどのようにお考えでしょうか。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

それでは、再質問にお答えをいたします。まず、1点目の小学校との関係でございます。図書館システムについては、一応、今の予定では7月1日から運用を開始したいということで現在作業を進めております。そんな中で児童生徒への図書室の貸し出しの方法としては、今、議員が言われたように検索ができ、予約もできるということがあります。そんなこともあるものですから、普段、例えば今言われたスクールバスの絡みということで図書室を利用できない児童生徒については、希望する蔵書の中で連携をとりながら、学校で図書の貸し出しができるようなことも含めて、これから具体的な検討に入りたいなというふうに考えてございます。それと、図書室の蔵書の関係、これについても前から申し上げたとおり、現在約2万9,000冊、それを5年計画で約倍の5万4,000冊という形の中で、既に今年についても1,300冊ほど新しい本を入れて、残りについても今年度中に適宜入れていくようなことになってございます。さらに、それぞれ各市町村が図書室あるいは図書館の利用という形の中で通帳を作ったり、いろんな方法で子供たち、あるいは大人の皆さんの本離れ、読書離れを防ぐためにあらゆる方策を講じているということは私のほうも十分承知してございます。それで当初申し上げたとおり推進計画の策定については、今後、社会教育の中期推進計画の中で位置づけをしてまいりたいというふうに考えてございますので、その辺も含めて今後議論をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

今、御答弁をお聞きしまして、ぜひ前向きに実現の可能性に向けて頑張っていっていただきたいなと思います。それで再々質問ですけれども、先ほどの議員の子育てという部分でお話をお聞きする中で、教育長が明るく元気な挨拶ができる子供をつくっていききたいというお話でございました。それにはやはり豊かな心が大事ではないかな、その豊かな心をつくるのが読書の中の一つでもございます。それで、多くの人との出会いが子供たちを成長させます。また、それと同時にさまざまな本との出会いが子供たちの心を育て、より大きくしていくものだと思っております。先ほどの読書の通帳、履歴を残すということも一生の宝物になりますし、子供たちの心の豊かさを育てるということでもすごく大きなものになります。子供たちが読書の楽しみと喜びを覚え、知らず知らずのうちに読書の習慣を身につけていくことができるような読書活動の推進を本当にさらに期待しているところでございますけれども、最後に、教育長の読書推進に向けての思いを一言お聞かせいただきたいと思っております。

議 長  
教 育 長

教育長。

読書推進に対する私の思いということでございます。前段、議員お

(再々答弁)

っしゃるとおり、まさしく本に親しむということは言われるとおりだというふうに思っております。ただ、基本的に読書の推進計画、これは子ども読書推進計画という部分でございますが、目標ばかり高く掲げても、いろんな形で御協力いただく方の、特に読み聞かせサークルの皆さんには本当にお世話になっております。そんな中で持続可能な計画にしたいなど。その中で目標設定というのは当然入ってきます。そういうことも含めて、末永く利用していただくような施設。現実には4月、5月推移して、事務所の横を通過して多くの方が来館されています。そういう姿を見て、子供さんを抱っこして来られるお母さん、あるいは学校が終わって友達同士で来られる小中学生、高校生ということで多くの方に利用いただいております。そんなことも含めて、多くの皆さんが気軽に利用していただける生涯学習センター、そういうものを目指しながら今後取り進めをしていきたいというふうに考えております。

議 長  
佐藤議員

7番 佐藤 妙子議員。

2問目に移りたいと思います。国道337号線歩道整備について。本町の国道337号線は、南15線から旧夕張川手前までは歩道が整備されていません。さらに道路形状が悪くなっています。国道337号線は大型車両の交通量も多く、歩行者や自転車が通るには危険を伴う状況であり、子供たちが安全に通学するためには、一日も早い歩道の整備が必要と考えます。本町でも既に国に申し入れはしているとお聞きしましたが、どのような回答であり、本町では今後どのように進めていく予定か、その後の進捗状況を伺います。

議 長  
町 長

町長。

国道337号線歩道整備についての御質問にお答えします。国道337号線は大型車の交通量が増えており、また、当該区間はスクールバスの乗降所があり、中学生、高校生の自転車通学路線となっていることから、安全安心な歩行空間や自転車通行空間の必要性は認識しており、以前から要望を行っております。国においても、有識者等で構成される北海道交通事故対策検討委員会において、当該区間並びに南10線から南6線の区間が事故危険区間になっています。本町としては、対策の必要性は認識しており、事故危険区間の解消に向け、国と協議を進めていきます。また、道路の路肩部分等の損傷についても、国に申し入れを行い、補修を行っていただいております。現在、町は国と定期的な意見交換会の場を設けており、今後も現状と必要性を訴えながら、少しでも安全な通行空間が確保されるよう要望を続けてまいります。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。私は今回、住民からこの相談を受けて内容をお聞きしたところ、以前からこの337号線は歩道がなく、子供や高齢者などが道路を歩いたり自転車を利用している時、何度も危ないところを目にしている。大型車が通ると風にあおられて側溝に落ちそうになったこともあった。以前から歩道の整備を要望しているけれども何年も危険なままで放置し、過去には人的被害も出ている。

道道や町道でも広い歩道を設置している所はたくさんあるが、国道になぜないのか。また、橋を渡り長沼側には歩道はあるが南幌にはない。何度も関係機関に歩道の依頼はしたのだが何の進展もない。町は何度も国に申し入れはしていると聞かすが、本当に危険だとの認識で強く訴えているのかという、その方は真剣に訴えておられました。私もすぐ現場に行き、国道を歩いてみようと思ったんですけども、最初に話をお伺いしたのは冬でした。冬でしたので雪が積もっておりまして、正しい道路の形状がよくわからなかったのも、雪解けを待って、春にまた再度その道路を再調査いたしました。実際に何度か歩いてみました。実際、やっぱり歩いたところ、大型車両が何台も連なって走る横の道を歩くというのは本当に大変怖くて、狭さだけではなくて、道路の幅が割れて砂利が飛び出したりへこんだりして本当に歩きにくい状況だったんですね。そのような中だったんですが、先日、道路の補修をしていただけたと聞いて見てまいりました。歩きやすくなっただけですけど、道路の橋の白い側線がほとんど消えておりまして、本当にまだまだ安全に歩けるなという状況ではございませんでした。今後は、この部分の修繕の要望は町としてもやっていただけるのかどうかということをお聞きします。

この道路というのは、沿線に住んでいる付近の住民が15線を通るジェイ・アールバスまでバスを利用する時に、この道路を歩いて近くのバス停まで行かなくてはならないんです。今後、高齢化が進み、車を利用できなくなった方が北広島へ行くとか病院に行くとかで、このバスを利用する時に必ずその道路を歩かなくてはなりません。今後、歩道があるということで本当に安心して、その住民の人たちもバス停まで行けると思います。そこで、我が町の町長は南幌町民の安心安全な暮らしを何よりも一番に考えていると思っております。再度、町長の熱い思いで再度訴えていただくことが早期実現につながるとは思いますが、町長の熱い思いを聞かせていただきたいと思っております。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。337号線、それぞれの区間、危険箇所指定されておりますので、これは早くから私も熱い要望はずっと続けておるところでありまして、たまたまた道路状況等を含めていくと、全体の国の予算の道路枠、伸びていないんです。そんなことも含めて、私どもはこの歩道、以前に大きな事故がありましたから、あわせて何とか早くつくっていただきたいとずっとお願いをしている一方、国道337号線、高規格道路も両方併用してお願いをしているところでもあります。こちらでもできますと大型車が相当減るだろうという思いもしております。ただ、歩く者については国道337号線の付近の方々はこのしかないものですから、ぜひ毎回行って、また7月も要望させていただきますけれども、そういう過去の背景、現状、そして早くということ常々毎回のようにお願いをしているところでありまして、空知の期成会あるいは337号線の期成会を含めていろんな角度から道の応援もいただいて、要請活動をしているんですが、まだ見えるような段階にはなっていませんが、先ほど答弁を申

し上げましたとおり、国と南幌町との中で定期的にお話しをする機会を設けていただいて、そういう進展も出てきておりますので、何とか少しでも早くできるようにお願いをしていきたいなど、そんなふうに思っていますので。ただ、補修だとか白線の敷設については、それぞれ状況を見て、年度年度で状況を見ながらしていただいておりますので、いずれ不備であればちゃんと解消されるものと思っておりますが、今後、その定期的に開催される会議の中でもまたお話しをさせていただきたいなど、そんなふうに思っております。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

今、御答弁をいただきまして、この道路ですね、将来的に337号線に変わるということをちょっと今お聞きしましたけれども、町の発展、地域発展のために私自身も本当に早期の完成を願っております。ただ、やっぱり国としても町としてもさまざまな国道337号線に対しての思いはあると思えますけれども、先ほど町長が言われたように、ここにお住まいの皆様にとっては、将来、永遠にその道路が生活圏の道路でもありますので、本当に安心して歩ける道路が今後にも必要になってくると思うんですね。それで、もしどうしても歩道の設置ができないということになりましたら、では、それに代わる何か安心安全につながるようなことを考えていただけるのかということをお聞きします。

それともう1点なんですが、今、将来的できるこの高規格道路、337号線ですね、今、工事が進んでおりますけれども、本当に南幌の風景の中を一直線に駆け抜け、本当にすばらしい景観を自慢できる道路になるのではないのかなと思っております。それで、車だけではなく、南幌の夕日や白鳥、また、秋の実りの風景などをゆっくり歩いて堪能できるような歩道というのは、今後、町の活性化にも生かされると私は思うんですけれども。先ほど、ちょっと町長の中で歩道のことも考えている、私のちょっと聞き違いかもしれませんが、歩道も考えておられるのかなというお話があったと思うんですけれども、今後、この道路に関して歩道の確保というのは考えておられるのかどうか。国に要望をしていただけるのかどうか、それもちよっとお聞きしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。国道337号線の歩道の設置については、国はしませんとは言わない。やりますので検討していますということですので、町が代わってやることには当然、費用負担もありますから、これはできない。あくまでも、国道は国の管理下でありますので。私どもが要望してできないとなればどんな方法ができるのかと。検討していますと、危ないのもわかっておりますから。それを信じながらやっている。それから、高規格道路は自動車専用道路でありますので、歩道ではありませんので、歩道は付かないんですね。だから、あくまでもスピードも違いますし景観を楽しむ道路ではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思っておりますが、あくまでも337号線、今の現状の、早く懸案を解消していただきたいと

いうお願いを今後も続けていきたいと、そんなふうに使っていますし、どちらも早く年度も明記していただきたいと、これはずっとお願いはしているんですが、なかなかそこまでまだ至っていないというのが現状ですが、今後とも粘り強く、早く住民の安全が確保されるように運動はしてまいりたいと思います。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に5番 内田 恵子議員。

内田議員

姉妹町多良木町との児童交流事業の見直しは、について教育長に伺います。姉妹町多良木町との児童交流事業は、今年で6年目を迎えました。児童も減少傾向にある中、また、少年団活動等で時間が取りづらいなど、募集人数や男女のバランスに苦慮していると伺っています。

姉妹町としての児童交流事業が今では町民交流、職員交流へと波及してきました。この縁を大切にさらなる夢のある事業として絆を深めるために、また、公平性からも一人でも多くの子供たちが見聞を広めることができるよう、人数の見直しや実施時期を両町で協議してはどうか、教育長の考えを伺います。

議 長

教育長。

教 育 長

姉妹町多良木町との児童交流事業の見直しは、の御質問についてお答えします。多良木町との児童交流学習事業は、本年度で6年目を迎え、これまで50名の子供たちが多くのお会い、触れ合いを通じて、町ぐるみ、家族ぐるみの絆を深めてきています。派遣児童数については、当初からこの事業が末永く継続していけるよう両町それぞれ10名ということで進めてきています。本町においては、昨年度と一昨年度は募集人数を超えたため抽選により派遣児童を決定いたしました。実際に引率した教諭の意見や例年の応募状況から現在の派遣児童数は適当であると考えております。

次に、実施時期については九州と北海道のお互いに経験できない季節の中でさまざまな体験ができるよう、多良木町では夏、本町では冬としており、子供たちがそれぞれの地域と季節の違いを身をもって体験しています。いずれにしましても、今後とも子供たちがお互いの地域の違いを肌で感じ、貴重な体験を通じて、思い出に残る交流ができるよう両町で協議した中で事業の工夫と改善に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議 長

5番 内田 恵子議員。

内田議員  
(再質問)

過去5年間、子供たちは50人、その家族、親御さんですね、また、おじいちゃんもおばあちゃんもおられると思うんですけど、この事業について検証、検討されたのでしょうか。どれぐらいの家族が交流を続けていらっしゃるのか。また、されていない家庭はその理由はどのようなかお聞きします。私は、この事業については理解しております。賛成もしておりますけれども、納得という点ではちょっと納得しかねております。愛より情とでも言うのでしょうか。年齢から、そういう観点から再質問いたします。自主的であれ他薦であれ、一部の子供たちが限られた特別な待遇や教育を公費で設定され、特別な時間を持っていると、そういうふうにとられるのではないかと。また、子供たち

は終わってみると、すばらしくて、ほかとは違ったというエリート感みたいな、そういったのが子供たちの中に格差が生まれないのかと、そういうことも危惧しております。さらに、家庭の事情、条件を満たさなければ参加できないという差別化、そういったものはどうなのか。おばあちゃんの考えで心配しているんですけども、子供たちが互いに育ち合い、育む、この教育の機会をできるのであれば一人でも多く、また、向こうもうちから見ると子供たち、学校の数が多いようですから多いと思うんですね。うちの町の公平性、また、両町の公平性、そういったことから考えてみてもらえるかどうか再質問します。

それで、この交流学习事業の思い出ということで見させていただきました。本当に感動が感謝に変わり、皆さんに対して本当に御礼の気持ちで感謝であふれておりました。私も初めて出会ったのが、教育長が教育委員会におられた時だと思えます。その時に初めて見たんです。皆さんがすごく守ってくれて、ちょっと距離感を感じたくらいでした。でも、それがもっとうちの子供たち一人でも多くこういうことを、皆さんの思いを、手を、愛情をかけてもらえたらいいなと思って5年過ぎて思いました。それで、途中、男女のバランスも悪かった時もあったと思うんですけど、議会でも了承しておりますので、じゃあ、私が見てこようと思って、冬も行き、春も行き、真夏の子供たちが行っている時期はちょっと行っていないんですけど、秋も行きました。イベントの時、うちの子供たちが高校生と遊んでとても感動したとここに書いてあります。その高校生とはどうなのか。そういうものも去年見せていただきました。あと、うちの町に去年、商工会女性部の方が見えて、1人の方が呼びかけておりました。何々君って。来ていますかと。家族としての思いの深さ。私も民泊した家庭のおばあちゃんになるんですけど、友達と一緒に行きました。そうしたら、どの辺だろうとかそういうふうを探しておりました。これがやっぱり皆さんで守っていただくのもありがたい、民泊もありがたいんですけど、そのことでさらなる町民に理解していただくためにもっとPRというんですかね、その方法は考えるべきだと思います。例えば広報に一遍にこういうふうに掲載となかなか年配の方は読みづらいのかなと思うので、2人ぐらいずつ、ずっと思いを広報などに載せていただいて、少子高齢化、その少ない子供たちに本当にもうできるならば全員でも送っていただければと。そうなるためには、高齢化、私たちが我慢をするべきところが出てくるのではないかと思います。そういったことを理解していただくために、そのような方法なども考えていただきたいと思えます。南幌町は子育てのまちとうたっていますから、これも南幌をPRする最高の事業ではないかと思っています。すぐ効果は表れませんが、持続していくことによって子供たちの人格と人生に影響を与えることは間違いないと思っています。そして、グローバルな社会に目を向けてもらって、また、中学の事業を生かしてもらえるよう頑張るといふその意識を育てるためにも、広げていただける、すぐではなくてもそういう方向性で子供たちを見守りながら人づくりをしていくという。山もない海もない、川に囲まれた陸の孤島といわれるこの町

が8,000人切るか切らないと言っても、やっぱり子供たちの教育はしていくという。先ほどから教育に関して同僚議員が質問しておりました。本当に理解はするんですけども、納得というのは情の面なのかなと聞いておりました。それで、こういうように南幌町のために今後1つの事業を拡大していくことが可能かどうか、あわせて伺います。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

それでは、数点あったかと思えます。まず、前段としてこの事業の検討、今年で6回目を迎えるわけです。その中で毎年の事業のあり方がどうかということですが、それぞれ毎年、多良木町との連携をとりながら良かった点あるいは悪かった点、そういうものは反省をしながら次の年の交流に生かしていくということですが、さらに、交流事業に参加された保護者の方、当初はどちらかという大人が、多良木からせっかく来られるのであるから南幌に来た時にはこれも見せたい、あれも見せたいという形の中で、どちらかという大人が自己満足に陥った傾向にあったというふうに、私は当初、平成22年からこの事業にかかわっておりますので、そんなような嫌いがありました。その中で保護者の方から、もう少し民泊家庭にいて触れ合う時間を長くしていただきたいというお言葉をいただいたことがあります。それを受けて数年前から、できるだけ民泊家庭で晩御飯をごちそうになって、そして、朝御飯をごちそうになって、少しでもかわりを持って、そして、民泊家庭を後にしていただく、そんなような時間設定をしながら現在に至っております。さらに、先ほど言ったように南幌町は山一つない町、多良木町については多い木がたくさんとれるという意味で多良木町という名前が付いたというふうにお伺いしております。さらに、過去に姉妹町を締結して児童交流をしておりました京都の京北町についても全く地形の違う、山林の町でございました。そんな中で子供たちがそれぞれの環境、歴史、そういうものの違いを肌で感じていただきたいという形の中で実施をしているものでございます。先ほど言ったように、交流の状況については、その都度その都度、参加された方の御意見をいただき、さらには南幌町で行けば、ここ数年の間は冬まつり、ジッピーウィンターフェスティバルという形の中で、そのイベントの一つに、この多良木町の児童交流に日程を合わせていただいて、子供たちが楽しんでいただけるという、そういうような取り組みもしていただいております。ですから、そういう事業も取り組みながら、限られた時間ですが、多くの皆さんと触れ合っただけ、そんなようなことも、毎年、固定化された流れということではなくて、取り組みをしているところでございます。

それと、子供たちに格差と言いますか、本来であれば皆さんに経験をしていただきたいということですが、ただ、これは到底かなうことではありません。ですから、この時期、南幌町では多良木町に7月の末から8月の頭、多良木町からは2月の時期に来られるという、ある程度固定化して希望される子供さんを募って実施をしていることでございます。ですから、例えば、少年団活動、そういうものとの都

合で行けない方も中にはいらっしゃるかも知れません。ただ、子供たちが、あれもやりたい、これもやりたい、全てそれがかなうというのが本当に子供たちが将来大人になった時にいかがかなというふうに思います。やっぱり自分が優先すべき人や物を選択して打ち込むという、そういうことも必要ではないかなと、そんなような思いがありますので格差ということにはならないのではないのかなというふうに思います。それと、家庭の事情によってというお話がございました。確かに多良木町のほうからお伺いした中では、持ち家の方、あるいは借家住まいの方によって民泊がなければ参加したいんだけど、というようなお話があったというふうに伺いしております。ただ、お互いの町の歴史なり地理的条件の違うそういうものに触れていただくということもありますが、民泊というものがこの事業の一つの大きな取り組みでございます。現実には南幌町で子供さんを受け入れていただく家庭についても持ち家の方ばかりではございません。借家住まいの方も参加していただいていることがあります。ただ、先に南幌町が子供たちを派遣する関係で、男女比については南幌町に合わせていただいているというのが現状でございます。昨年初めて男の子5人、女の子5人という結果になりました。今年も多分5人5人という形の中で派遣できるというふうに思っております。

さらに、広報の仕方ということで、私どもは多良木町との子供との交流が合った時に、なるべく旬な情報として写真を多く取り入れた中で事業が終わってすぐ広報の中で特集ということで掲載をさせていただいております。情報はすぐという形で、多良木町も同じような取り組みでやっておりますし、さらに、先ほども言われた親御さんの交流事業に参加しての感想、あるいは子供さんの感想というそういうものの報告書をまとめております。ただ、そういうお話がございましたので、周知の仕方、例えば、2名ずつ5回に分けて掲載するというような方法も一つの方法だと思いますので、その辺については多良木町と意見交換の中でお話しをさせていただければと思います。

なかなか気持ちの中では理解をしているが、実際、納得ができないということは多分たくさんあるのではないのかなと。いずれにしても、やっぱり子供たちが元気で、道で会った時に大きな声をかけてくれる、そんなような子供たちの育成の一助になっているというふうに確信をしておりますので、お互いに良い所は伸ばし、悪い所は反省しながら、今後、事業展開をしていきたいというふうに考えております。

5番 内田 恵子議員。

では、最後に町長に伺います。私も季節感というんですか、やっぱりまず考えるのは、夏、こちらが夏に、向こうが冬に来るとというのが自然かなと思ったんですけど、私、冬に行ってみて自分がびっくりしたんですけど、たまたまお天気が良かったものですから、飛行機からずっと見えて、白い景色が茶色になりグリーンになっていったことに驚きました。2,000キロの距離って本当にこうなんだなと実感しました。そして、やっぱり向こうに着いて開口一番、ああ、山と言う。子供たちもここに書いてあるんです、竹林がね。本当にそういうこと

議 長  
内田議員  
(再々質問)

ではやっぱりいいのかなと思うんですけど、2,000キロの距離を渡って帰ってきた時、東京から帰るとまた違って、北海道をさらに身近にというか力強くというか、もう大好きになりました、南幌町が。頑張るぞって、なぜかわかりませんが雪に覆われた真っ白な雪原を見て、この広い空と広い大地、いつも言っていることなんですけど、そう思いました。ですから、姉妹町締結して、町民交流、そして始められた町長ですから。先ほどから議員が思いを、思いを、と言っていますけども、続けるように町長自身もまたPRされて、続けてほしいという思いをやっぱり言い続けていただきたいと思いますので、聞きたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

内田議員の再々質問の中で、姉妹町交流の今後についてのお話かなと思います。多良木町の町長と私は、これを始めたので、始める時から単年度で終わりませんよと。やるからにはずっとやりましょうという思いであります。それは、やはり先ほど内田議員もいろいろ、気候、風土、歴史、全然違う中で児童交流あるいは大人の交流も含めて、そういうものの現実を知っていただく、子供の感性をどこで養うかと。やっぱり我が町ですっていてもなかなか私はわからない。よその町を見てわかること、うちの町の良かったこと、悪かったこと、家庭でも同じだと思うんです。隣の家とうちはどう違うんだろうと。随分よく見えるなど。隣の芝生はよく見えるというのは、そういうことだろうと思います。ですから、子供の時にも、やはりこれは制限があって、全員がなかなか対象にはなりませんけれども、そういう機会を作って、そして、子供たちの仲間に広げていただく、あるいはいろんな方に話しをしていただく。こういう交流が大人になった時に、そのことがどういうふうには出てくるのかなと。京北町との交流の中でも、いまだ家族交流が続いている方、たくさんおられます。熊本ですからちょっとそこまでは行かないかもしれませんが、そういうものを通じながら日本の世の中にいる。この間も大雨だったから心配して電話くれた方、逆にうちが夏の大雨の時に電話して、電話くれましたよという、そういう町の担当者から声を聞くと、やはりこれは大事な一つの事業でありますから、南幌町としても継続してやっていただければ、私はやっていくつもりでありますし、今後も次の代でも継続してやっていただくのが、やってきた思いでありますから。これは、先ほど申し上げたように多良木町の町長と2人でお話しをさせていただいて。私たちの代で終わるんじゃ何も意味がないと。次の時代へ、次の時代へと引き継いでいただく。南幌町も多良木町もなくなるわけではありません。ぜひ継続してできる事業、そして、いっぱい手が挙がって、行きたい行きたいと困るぐらいになっていただく。そういう子供たちがたくさん出てくるのを期待しながら継続して頑張っていこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

以上で内田恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

日程5 議案第36号から日程6 議案第37号までの2議案につ

きまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程5 議案第36号 平成27年度南幌町一般会計補正予算  
(第1号)

●日程6 議案第37号 平成27年度南幌町介護保険特別会計  
補正予算(第1号)

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第36号及び議案第37号の2議案につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第36号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、社会保障・税番号制度システム整備費の追加、ふるさと応援基金積立金の追加、旧夕張太小学校跡利用経費の追加、臨時福祉給付金等支給事業の追加。歳入では、歳出補正の各事業に係る国庫支出金並びに道支出金の追加、ふるさと応援寄附金の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,595万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億681万8,000円とするものであります。

次に、議案第37号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、介護保険業務システム改修費の追加、地域支援事業費の追加、歳入では、介護保険業務システムの改修に伴う国庫補助金並びに一般会計繰入金の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ630万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,538万6,000円とするものであります。

議案第36号につきましては副町長が、議案第37号につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第36号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出から説明します。10ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額3,129万2,000円の追加でございます。説明欄の一般管理経費で、ふるさと応援寄附謝礼品として1,500万円の追加です。ふるさと応援寄附金の状況を別途配布しております議案第36号資料により説明いたしますのでごらんいただきたいと思っております。5月31日現在の寄附金の状況となります。寄附件数が2,368件、寄附金額で2,984万円となっております。寄附指定事業並びに謝礼品の内訳などにつきましては記載のとおりとなっております。当初予算では、1,000万円の寄附金を見込み予算計上しておりましたが、現在の状況さらに今後の見込みを含め、それぞれの項目で追加をするものです。なお、謝礼品については寄附金の半額を計上しております。

予算書の10ページに戻ります。電算機器管理運営経費で社会保

障・税番号制度システム整備で1,430万4,000円の追加です。税番号制度の施行に伴い、住民基本台帳システムを初め既存のシステムを改修するもので、全額、国庫補助金並びに地方交付税で措置される予定となっております。南幌町例規類集整備支援業務で198万8,000円の追加です。行政不服審査法関連3法及び番号法の施行に伴い例規類集の整備をするものでございます。

3目財産管理費、補正額3,020万円の追加でございます。財産管理経費で財産管理用備品20万円の追加です。ふるさと応援基金積立金で3,000万円の追加です。先ほど説明しましたが、今後の見込みも含め追加するものです。

5目企業誘致推進費、補正額609万4,000円の追加でございます。企業誘致推進事業で609万4,000円の追加です。旧夕張太小学校の譲渡に伴う必要経費を追加するものです。なお、修繕料につきましては法定点検により不備があったため、消防用設備並びに地下タンクの修繕を行うものです。次ページにまいります。

3款民生費1項2目老人福祉費、補正額313万2,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額1,798万2,000円の追加でございます。臨時福祉給付金等支給経費として1,798万2,000円の追加です。昨年に引き続き実施されるもので、事務費を含め必要経費を追加するものです。なお、今回は臨時福祉給付金が6,000円で1,900人、子育て世帯臨時特例給付金が3,000円で800人を見込み、それぞれ計上しております。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額232万円の追加でございます。農業振興経費で強い農業づくり事業補助金として、農業者2名の方の農業機械の導入に対し、融資残分の補助が確定したことから追加するもので、全額道補助金で交付されます。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額181万5,000円の追加でございます。町道管理経費で修繕料として、雪解け水などの影響で排水路が破損したため修繕をするもので、西11号南13線14線間と西13号南12線13線間の一部を実施するものです。次ページにまいります。

4項1目住宅管理費、補正額141万5,000円の追加でございます。住宅リフォーム等助成事業として一般行政報告でも申し上げましたが、受付期間内に申請された全ての方の対応をするため追加するものです。

9款教育費2項1目学校管理費、補正額40万4,000円の追加でございます。

3項1目学校管理費、補正額130万5,000円の追加でございます。それぞれ校舎管理経費を追加するもので、本年度実施いたします改修工事に係る交付金について事務費分が追加交付されることとなったため、それぞれ追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫支出金、補正額1,232万1,000円の追加でございます。1節総務管理費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金となります。

2目民生費国庫補助金、補正額1,788万4,000円の追加でございます。3節臨時福祉給付金等支給事業国庫補助金で、事務費を含めたそれぞれの交付金です。

5目教育費国庫補助金、補正額170万7,000円の追加でございます。1節小学校費国庫補助金で40万3,000円の追加。2節中学校費国庫補助金で130万4,000円の追加です。それぞれ事務費分が追加交付されるものです。

15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額232万円の追加でございます。1節農業費道補助金で強い農業づくり交付金を追加するものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額99万円の追加でございます。1節一般寄附金で、栗山町の鳥山電気工事株式会社様より100万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額3,000万円の追加でございます。1節ふるさと応援寄附金で今後の見込みを含め追加するものです。次ページにまいります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額3,073万7,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ9,595万9,000円を追加し、補正後の総額を53億681万8,000円とするものです。以上で議案第36号の説明を終わります。

議長

ここで、1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時58分)

(午後1時15分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開します。

住民課長

議案第37号の内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第37号平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額626万4,000円の追加でございます。13節委託料で介護保険業務システム改修626万4,000円の追加。平成27年8月1日施行の制度改正に伴うシステム改修費を追加するものでございます。補助率は国2分の1、町2分の1でございます。改修の主な内容は、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割負担と判定する処理、同じく高額介護サービス費の限度額の改正に伴う判定処理でございます。

続きまして、4款地域支援事業費1項介護予防事業費1目一次予防事業費、補正額4万2,000円の追加でございます。13節委託料で送迎業務2万4,000円の追加、14節材料及び賃借料で施設

使用料1万8,000円の追加。平成28年度からの町民プールを活用した介護予防事業を展開するため、本年度、長沼町が実施している高齢者水中運動教室への参加者を募集した結果、定員6名のところ9名の応募がありましたので、参加者増加に伴い送迎業務委託料並びに施設使用料を追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、2款国庫支出金2項国庫補助金4目事業費補助金、補正額313万2,000円の追加でございます。1節事業費補助金で313万2,000円の追加。歳出の一般管理費で御説明しました介護保険業務システム改修費の2分の1相当の額でございます。

続きまして、6款繰入金1項一般会計繰入金5目その他一般会計繰入金、補正額313万2,000円の追加でございます。1節事務費繰入金313万2,000円の追加、歳出の一般管理費で御説明いたしました介護保険業務システム改修費の2分の1の町負担分でございます。

続きまして、2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額4万2,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で4万2,000円の追加。財源調整のために追加するものでございます。

以上、歳入歳出総額にそれぞれ630万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億4,538万6,000円とするものでございます。以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第36号 平成27年度南幌町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

1点伺います。補正予算書の10ページの先ほども説明ありました社会保障・税番号制度システム整備、このことについて伺います。これは、今、日本年金機構から125万件の年金個人情報流出して大問題になっていますけれども、この制度は、いわゆるマイナンバーと今報道もされていますけれども、そのことと違っていいのでしょうか。それを1点確認します。

議長  
総務課長

総務課長。

今回補正させていただいております社会保障・税番号制度システム整備に係る委託料でございますけれども、この件に関しましては、今、国が進めておりますマイナンバー制度、それにかかわりますシステム改修費でございます。昨年度、平成26年度会計で国の補助金がつきまして、一部、平成27年度に繰越明許という形で執行させていただく予定となっております。国のほうから今回新たに追加交付がございましたので、その歳入事業相当分を今回、委託料システム改修費として執行させていただこうとする予算措置でございます。

議長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

国の制度として執行されるということなんですけれども、今、だか

(再質問)

ら、あちこち全部の議会に下ろされていると思いますが、その年金機構からの流出ということで今、大問題になっているということに対して国からは何ら指示がなく、このまま来年1月の実施ということでやられようと今しているんですけども、町のほうには国、機関からは見合わせるとか何かその辺の指示というのはないのかどうか。それから、制度として来るんですけども、担当者としては、この年金機構のことで今いろいろ、そして被害もありますよね。そういうことに通じるものがあるのではないかと私は思うんですけども、その辺の危惧というのは課のほうでは話されたり、そういうことはしたのかどうか、それを伺います。

議 長  
総務課長  
(再答弁)

総務課長。

現在、国の動向でございますけれども、マイナンバー制の適用範囲を拡大します法改正案を現在、通常国会に呈している状況でございますけれども、この年金情報の流出問題を受け、現在、参議院の審議は中断しているというような状況でございます。現在、国では年金情報の流出問題の原因解明、そして、再発防止対策の検討などを進めておりまして、利用開始時期への影響につきましては、この原因の究明、そして、再発防止策の検討の結果を見て判断するというのを国のほうからは伝えられてございます。また、この検討の結果を受けまして、各種ガイドラインの見直しを行い、関係機関を挙げてセキュリティー対策を強化するとかという現在、国の考えでございます。なお、町の考えでございますけれども、当然、このように125万件の情報が流出したということでは、大変、国民、町民に不安を抱かせるものであると思いますけれども、町におきましても個人情報の流出につきましては決してあってはならないものであるというふうに認識をしております。昨年、本制度の法律が施行され、現在、町におきましても国のスケジュール指示に基づきましてシステムの改修、諸般の進められている段階でございます。今後、国の対策等がきめ細やかに国民のほうに提供されるべきであるということは考えでございます。それらの動向を注視しながら、引き続き制度実施のためのシステム改修をスケジュールどおりにまずは進めていくという考えでございます。なお、年々取り扱います町のほうの個人情報量もふえてございますけれども、マイナンバー制度に限らず、個人情報の保護関係につきましては、いま一度、町の確認体制について強化していきたいというふうに考えてございます。以上です。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

今、課のほうで話されていることとか国からの指示ということでは説明でわかりましたが、やはり個人情報が入るという形で流出する時、特に今回のこの制度は預金とかそういう全てのものが入りますよね。そうなってくると、本当に流出した時に大変なことになると思うんです。ですから、その辺は慎重に国の動向も見ながら、本来ならば反対したいところですけども、補正予算にはほかに賛成したいこともありますので、それをちょっと意見として申します。

それから、今、国自体もこの年金機構のことについては調査したり、

いろいろやっていますけれども、町民から何か相談というか、その心配する声だとか、そういうのが役場のほうには届いているのかどうか、その1点だけお願いします。

議 長  
住民課長  
(再々答弁)

住民課長。

ただいまの熊木議員の質問でございますけれども、町民から問い合わせがあるかということですが、私の所ではまだ聞いてございません。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第37号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第37号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第36号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第37号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程7 議案第38号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第38号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人工透析患者等通院交通費助成事業の名称変更に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第38号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について御説

明いたします。別途、配布いたしました議案第38号資料の新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例で下線を付した箇所が改正部分であります。改正する内容につきましては、別表の第2条関係で18「腎臓機能障がい者通院費補助事業に関すること。」の事業内容の拡充に伴いまして、名称を「人工透析患者等通院交通費助成事業に関すること。」に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第38号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第38号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 議案第39号 空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第39号 空知教育センター組合規約の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に伴い、空知教育センター組合規約の一部変更について組合組織団体の協議が必要となるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第39号 空知教育センター組合規約の変更につきまして御説明を申し上げます。本規約の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び同法施行令の一部が改正され、教育組合における委員の解職請求に関する特例規定について整備が行われたため組合規約の関係条文について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。空知教育センター組合規約の一部を改正する規約。空知教育センター組合規約(昭和43年4月26日地方第691号指令)の一部を次のように改正する。第9条第3項中「第14条の2」を「第15条」に、「委員の」を「教育長又は委員の」に改める。附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。以上で議案第39号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第39号 空知教育センター組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 報告第2号 平成26年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第2号 平成26年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、報告第2号 平成26年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。次ページの平成26年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらん願います。今回、御報告する繰越明許費につきましては、3月議会定例会において既に議決をいただいているものでございます。内容として、2款総務費1項総務管理費、社会保障・税番号制度システム整備事業、翌年度繰越額3,152万5,000円、同じくプレミアム商品券発行事業、翌年度繰越額3,178万2,000円。次に5款農林水産業費1項農業費、食料供給基盤強化特別対策事業、翌年度繰越額1,655万2,000円、同じく、道営経営体育成基盤整備事業、翌年度繰越額1,082万7,000円。次に、7款土木費4項住宅費、町公営住宅管理事業、翌年度繰越額5,179万7,000円。次に、9款教育費5項保健体育費、町民プール整備事業、翌年度繰越額6億6,280万5,000円。いずれの事業につきましても、平成26年度内の執行ができなかったため翌年度に繰り越すものでございます。以上で報告第2号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第2号 平成26年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程10 発議第10号 まち活性化特別委員会の設置について

を議題といたします。

熊木議員 提出者より提案理由の説明を求めます。10番 熊木 恵子議員。  
発議第10号 まち活性化特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。南幌町の現状と今後のあり方についての総合的な調査研究を行う特別委員会を設置するため本案を提出するものです。内容の説明をいたします。1 特別委員会の名称、まち活性化特別委員会。2 特別委員会の活動期間、閉会中の継続用務で、特別委員会の任期まで存続する。3 特別委員会の定数、10名です。4 特別委員の任期、平成27年6月17日から平成31年4月26日まで。5 所管する事務、南幌町の現状と今後のあり方についての総合的な調査研究に係る事務。6 経費、予算の範囲内。以上でございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長 お諮りいたします。まち活性化特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり、まち活性化特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました、まち活性化特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま設置されました、まち活性化特別委員会の委員長には本間 秀正議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま熊木 恵子議員から提案がありましたとおり、委員長には本間 秀正議員、副委員長には石川 康弘議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には本間 秀正議員、副委員長には石川 康弘議員と決定いたしました。

●日程11 発議第11号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程12 発議第12号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程13 発議第13号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議 長  
長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程14 発議第14号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議 長  
長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程15 発議第15号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 議案第40号の1議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第40号の1議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第40号 財産の取得について(除雪ドーザ購入)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第40号 財産の取得につきましては、除雪ドーザ購入に当たり過日入札を執行したところであります。契約の内容につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

それでは、議案第40号 財産の取得につきまして御説明を申し上げます。1 契約の目的、除雪ドーザ購入（社会資本整備総合交付金事業）。2 取得する物件、名称、除雪ドーザ。規格、13トン級。数量、1台。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約金額、金2,087万6,400円（内消費税及び地方消費税の額154万6,400円）。本件につきましては、去る6月8日、指名業者5社のうち2社の辞退で入札を執行しており、1回目での落札でございます。落札率は72.5%となっております。5 契約の相手方、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川重建機株式会社札幌支店、支店長 赤井 敏彦。参考といたしまして、納期、契約締結日より平成27年11月10日まで。以上で議案第40号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第40号 財産の取得について（除雪ドーザ購入）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時46分）

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_